

継続入園の経過措置、延長保育料、土曜保育料について

●継続入園児の認定における経過措置

- ① H26 は入園を許可されたが保育の必要性が認定できない場合（短時間労働、下の子の育児等）
H27 年度は経過措置として、2・3号（短時間）認定とすることができる。
H28 年度からは、基本どおり1号認定とする。
- ② 浦佐認定こども園のH26 中時間保育利用児（保育に欠けないが8:30～16:30 で利用していた）
H27 年度は経過措置として、2号（短時間）認定とすることができる。
H28 年度からは、基本どおり1号認定とする。

※経過措置は継続児のみ、兄弟には適用しない。

●延長保育料

通常保育時間（8時間）を、8:30～16:30とした場合

<短時間認定>

- ・朝の延長保育（1時間）7:30～8:30 は、無料とする。
- ・夕方の延長保育（2時間）16:30～18:30 は、1時間あたり150円
（30分）18:30～19:00 は、1回150円

※浦佐認定こども園の1号認定の延長保育料（13:30～）も同額

<標準時間認定>

- ・夕方の延長保育（30分）18:30～19:00 は、1回150円

※現行の延長保育料： 平日18:00～19:00 で1日150円

●土曜保育料

保育必要量は、

標準時間認定は、1日11時間、1か月275時間（11h×25日）

短時間認定は、1日8時間、1か月200時間（8h×25日）

かつ、どちらも年間300日（25日×12か月）として、公定価格が定められている。

よって土曜も認定時間内となるため、土曜保育料は徴収せず、平日と同じ延長保育料とする。

※現行の土曜保育料： 13:00～19:00 で1日500円

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
2・3号 認定	← (特別保育) 無料		→ 保育標準時間 11h		延長 保育
	← (通常保育時間)		→ (特別保育) 無料		
	延長保育	← 保育短時間 8h		延長保育	

●保育標準時間認定に該当するが、通常保育時間（8:30～16:30）のみ利用する場合
保育短時間認定とすることができる。

標準時間認定では、利用することが可能な最大限の枠として、11時間の範囲が設定されていますが、南魚沼市では短時間認定と同じ8:30～16:30を通常保育時間とし、その前後は特別保育の許可を得た場合、無料の特別保育としています。

一方、短時間認定は、標準認定より0～900円低い保育料で、16:30以降は延長保育が必要となります。

標準時間認定は、許可を得て無料の特別保育を利用できますが、通常保育時間のみの利用では、短時間認定と同じ保育時間であるのに、高い保育料を支払わなければならないこととなります。

よって標準時間認定の該当者は、16:30以降の特別保育を利用する場合に標準認定とし、特別保育を利用しない場合は短時間認定とすることができる。

※標準時間認定：就労時間が120時間/月以上の場合（ $120 \div 20 \text{日} = 6 \text{時間/日}$ ）